

福祉のまちづくり条例施設整備基準〔公共交通機関の施設〕の改正等の検討について

1 趣旨

国土交通省は、公共交通分野のバリアフリー水準の底上げを図るため、平成 30 年 3 月にバリアフリー法（※1）に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（以下「交通バリアフリー基準」といいます。）及び「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）」（以下「ガイドライン」といいます。）を改正しました。

新たな交通バリアフリー基準及びガイドラインと整合性を図ることを目的として、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則に規定する公共交通機関の施設の整備基準（以下「整備基準」といいます。）を見直します。

また、本市における運用上の課題もあることから、国への動向への対応とともに検討を行います。

※1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

2 検討の進め方（案）

(1) 検討の内容

交通バリアフリー基準及びガイドラインの改正内容を中心に、これまでの運用上の課題整理もあわせて検討します。

規則の改正について検討したのち、それに基づいて、施設整備マニュアル〔公共交通機関の施設〕の見直しを行います。

交通バリアフリー基準及びガイドラインの主な改正内容（詳細は別紙参照）

- ・ 駅等におけるバリアフリールートの最短化・複数化
- ・ 乗継ぎ経路のバリアフリー化
- ・ エレベーターのかごの大きさ等
- ・ トイレのバリアフリー化
- ・ ホームからの転落防止

など

交通バリアフリー基準及びガイドラインのうち、車両に関する基準は本市整備基準に定めがないため、検討項目からは除きます。

(2) 検討方法

推進会議の下部組織である **専門委員会（※2）** において、検討します。

なお、専門委員会の設置は第 41 回推進会議（平成 29 年 12 月開催）においてご了承いただいています。

（※2）根拠法令

横浜市福祉のまちづくり条例第 7 条第 3 項

推進会議に、必要に応じ小委員会又は専門委員会を置くことができる。

横浜市福祉のまちづくり推進会議運営要綱第 7 条

推進会議は、福祉のまちづくりの推進に必要な調査研究等を行うため、条例第 7 条第 3 項に定める専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、会長のほか推進会議の委員若干名及び必要に応じて臨時委員により組織する。

3 専門委員会に所属する委員は、会長が推進会議に諮り指名する。

4 専門委員会は、会長をもって委員長とし、副委員長を 1 人置く。

5 専門委員会は、委員長が招集する。

6 第 1 項の調査研究等とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 福祉のまちづくりに係る専門的事項の検討
- (2) 専門性の高い特別な事項の検討及び調査研究
- (3) 福祉のまちづくりに関する事務局への助言

なお、専門委員会の議事内容は推進会議に報告し、推進会議でいただいたご意見は専門委員会にフィードバックします。

3 これまでの経過及び今後のスケジュール（予定）

基準等 時期	建築物	公共交通機関の施設
H29 年度 12 月	○専門委員会の設置 ○専門委員会において検討 (計 4 回)	—
H30 年度 8 月 9 月～10 月 10 月～11 月 12 月頃	↓ ○改正マニュアルの素案確定 ○市民意見公募 ○市民意見公募の結果公示 ○改正マニュアル確定 ○発行	○専門委員会において検討 (2、3か月に1回程度)
H31 年度 秋頃	(時期未定) ○専門委員会において検討 ○マニュアルの検討	↓ ○改正規則の素案確定 ○マニュアルの検討 ↓